

令和5年5月8日付け及び令和6年1月30日付けで定めた令和5年度地籍調査事業計画について、次のとおり調査期間を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により公表する。

令和6年4月5日

北海道知事 鈴木 直道

振興局名	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
後志	積丹町	日司町及び野塚町の各一部	令和7年(2025年) 3月31日まで
	共和町	国富の一部8-1	
		国富の一部8-2	
		国富の一部8-3	
		小沢の一部9-1	
		小沢の一部9-2	
		小沢の一部9-3	
		ワイスの一部10-1	
		前田の一部4-2	
留萌	羽幌町	字上築の一部2	
十勝	音更町	緑陽	